

令和4年12月12日
自動車局保障制度参事官室**令和4年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」
に係る補助事業者を募集します！**

～補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う執行団体を公募します～

国土交通省では、令和4年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」を実施する補助事業者を12月12日（月）から募集します。

この事業は、自動車事故被害者の援護に関する経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、当該経費を助成する事業（以下「補助事業」という。）等に要する経費を補助し、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方及びそのご家族が安心して生活を送れる環境の整備を進めることを目的としています。

1. 公募について**(1) 公募実施期間**

令和4年12月12日（月） ～ 12月22日（木）17時必着

(2) 公募の詳細

団体の要件や補助事業等の詳細は公募要領及び下記リンク先にあります実施要領等をご確認願います。

リンク先 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000532.html**(3) 審査方法**

審査は原則として応募書類に基づいて行い、業務の目的に最も合致した1者を選定させていただきます。なお、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、佐々木、永井

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638